

## 第 1 号議案 神戸市農業活性化協議会規約の改正について

<改正に係る主な関連内容>

### 1 協議会の事業内容の追加

協議会規約第 4 条第 6 号に「果樹経営支援対策事業の推進に関すること。」を追加する。  
また、追加することにより、第 6 号その他、地域農業を振興するために必要なこと。を第 7 号に変更する。

(理由)

国（農林水産省）の果樹経営支援対策事業に取り組むために追加する。

### 2 神戸市および兵庫六甲農業協同組合の組織改編等に伴い、協議会規約第 20 条の幹事会の構成等の名称および第 24 条の事務局の名称を改正する。

神戸市農業活性化協議会規約 新旧対照表（案）

（下線部分は改正部分）

改正後（新）	現行（旧）
<p>第1条～第3条略</p> <p>（事業）</p> <p>第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 経営所得安定対策の推進に関すること。</p> <p>(2) 米の需給調整の推進に関すること。</p> <p>(3) 経営所得安定対策等推進事業に関すること。</p> <p>(4) 担い手の育成・確保、耕作放棄地対策、農地の利用集積等に関すること。</p> <p>(5) 産地パワーアップ事業の推進に関すること。</p> <p><u>(6) 果樹経営支援対策事業の推進に関すること。（追記）</u></p> <p>(7) その他、地域事業を振興するために必要なこと。</p> <p>2 協議会は、前項各号に関する業務の一部を外部に委託して実施することができる。</p> <p>第5条～第19条略</p> <p>第5章 幹事会 （幹事会の構成等）</p> <p>第20条 協議会の業務を円滑に行うため、幹事会を置く。</p> <p>2 幹事会は、第24条第2項の事務局長及び次の各号に掲げるものをもって組織する。</p> <p>(1) 兵庫六甲農業協同組合支店統括本部神戸地域統括統括本部長</p> <p>(2) 兵庫六甲農業協同組合神戸営農総合センター神戸営農統括ゼネラルマネージャー兼神戸北営農総合センターマネージャー</p> <p>(3) 兵庫六甲農業協同組合神戸営農総合センター神戸西営農総合センターマネージャー</p> <p>(4) 兵庫県神戸県民センター神戸農林振興事務所神戸農業改良普及センター所長補佐</p> <p>(5) 兵庫県農業共済組合神戸事務所次長</p> <p>(6) 神戸市経済観光局副局長</p> <p>(7) 神戸市経済観光局担当課長</p> <p>(8) 神戸市経済観光局農水産課長</p>	<p>第1条～第3条略</p> <p>（事業）</p> <p>第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 経営所得安定対策の推進に関すること。</p> <p>(2) 米の需給調整の推進に関すること。</p> <p>(3) 経営所得安定対策等推進事業に関すること。</p> <p>(4) 担い手の育成・確保、耕作放棄地対策、農地の利用集積等に関すること。</p> <p>(5) 産地パワーアップ事業の推進に関すること。</p> <p><u>(6) その他、地域事業を振興するために必要なこと。</u></p> <p>2 協議会は、前項各号に関する業務の一部を外部に委託して実施することができる。</p> <p>第5条～第19条略</p> <p>第5章 幹事会 （幹事会の構成等）</p> <p>第20条 協議会の業務を円滑に行うため、幹事会を置く。</p> <p>2 幹事会は、第24条第2項の事務局長及び次の各号に掲げるものをもって組織する。</p> <p>(1) 兵庫六甲農業協同組合神戸営農統括ゼネラルマネージャー</p> <p>(2) 兵庫六甲農業協同組合神戸営農総合センターマネージャー（神戸西営農総合センター）</p> <p>(3) 兵庫六甲農業協同組合神戸営農総合センターマネージャー（神戸北営農総合センター）</p> <p>(4) 兵庫県神戸県民センター神戸農林振興事務所神戸農業改良普及センター所長補佐</p> <p>(5) 兵庫県農業共済組合神戸事務所次長</p> <p>(6) 神戸市経済観光局担当部長</p> <p>(7) 神戸市経済観光局担当課長</p> <p>(8) 神戸市経済観光局農水産課長</p>

改正後（新）	現行（旧）
<p>(9) 神戸市経済観光局北農業振興センター所長  (10) 神戸市経済観光局西農業振興センター所長  (11) 神戸市農業委員会事務局長  3 幹事の中から幹事長を互選する。  4 幹事会は、必要に応じ幹事長が招集する。</p> <p>第21条～第23条略</p> <p>第7章 事務局等  (事務局)</p> <p>第24条 総会の決定に基づき協議会の業務を執行するため、神戸市西区伊川谷町潤和1058番地兵庫六甲農業協同組合支店統括本部神戸地域統括及び神戸市西区伊川谷町潤和1058番地神戸市経済観光局西農業振興センター内に事務局を置く。  2 協議会は業務の適正な執行のため、庶務担当事務局長及び会計担当事務局長を置く。  3 事務局長は、会長が任命する。  4 協議会の庶務事務は庶務担当事務局長が、協議会の会計事務は会計担当事務局長が、統括及び処理するものとし、その他の事務については両事務局での調整の上処理する。  5 庶務担当事務局長は、事務処理及び文書取扱規程第5条第1項の文書管理責任者を、会計担当事務局長は会計処理規程第8条第1項の経理責任者を兼務することができる。</p> <p>第25条～第36条略</p> <p>附 則</p> <p>1～13略</p> <p>14 (令和3年4月 日改正) この規約は、令和3年4月 日から施行する。</p>	<p>(9) 神戸市経済観光局北農業振興センター所長  (10) 神戸市経済観光局西農業振興センター所長  (11) 神戸市農業委員会事務局長  3 幹事の中から幹事長を互選する。  4 幹事会は、必要に応じ幹事長が招集する。</p> <p>第21条～第23条略</p> <p>第7章 事務局等  (事務局)</p> <p>第24条 総会の決定に基づき協議会の業務を執行するため、神戸市西区平野町印刷660-1兵庫六甲農業協同組合神戸西営農総合センター及び神戸市西区伊川谷町潤和1058番地神戸市経済観光局西農業振興センター内に事務局を置く。  2 協議会は業務の適正な執行のため、庶務担当事務局長及び会計担当事務局長を置く。  3 事務局長は、会長が任命する。  4 協議会の庶務事務は庶務担当事務局長が、協議会の会計事務は会計担当事務局長が、統括及び処理するものとし、その他の事務については両事務局での調整の上処理する。  5 庶務担当事務局長は、事務処理及び文書取扱規程第5条第1項の文書管理責任者を、会計担当事務局長は会計処理規程第8条第1項の経理責任者を兼務することができる。</p> <p>第25条～第36条略</p> <p>附 則</p> <p>1～13略</p> <p>〈追加〉</p>



(参考)

令和2年度経営所得安定対策交付金の交付実績

交付金の種類	交付件数 (件)			交付額 (千円)		
	北協	西協	合計	北協	西協	合計
収入減少影響緩和交付金 (ナラン対策)	(6月に交付)					
水田活用の直接支払交付金	225	423	648	29,515	195,651	225,166
畑作物の直接支払交付金 (ゲタ対策)	2	4	6	1,264	4,008	5,272
合計 *	225	423	648	30,779	199,659	230,438
(参考) 31年度実績	240	454	694	32,521	181,607	214,128

\* 交付対象者が重複するため、合計は一致しない。

## 2 令和2年度決算報告

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

### (1) 収入の部

(単位:円)

区分	当初予算額	変更予算額(※)	決算額	差引増△減	備考
経営所得安定対策等推進事業会計	15,253,000	14,753,000	14,753,000	0	
その他会計	所要額	1,000,000	1,000,000	0	
計	15,253,000 +所要額	15,753,000	15,753,000	0	

※経営所得安定対策等推進事業会計について、令和3年3月31日付けで500,000円減額した。

※その他会計は、高収益作物次期作支援交付金推進事業。

### (2) 支出の部

(単位:円)

区分	当初予算額	変更予算額	決算額	差引増△減	備考
経営所得安定対策等推進事業会計	15,253,000	14,753,000	14,753,000	0	
謝金	9,032,000	9,032,000	9,011,300	△ 20,700	
旅費	100,000	100,000	0	△ 100,000	
賃金		3,431,570	3,605,653	174,083	
事務費等経費	6,121,000	2,189,430	2,136,047	△ 53,383	印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、雑役務費、借料・損料、備品費等
委託費	0	0	0	0	
助成費	0	0	0	0	
その他会計	0	1,000,000	1,000,000	0	
計	15,253,000 +所要額	15,753,000	15,753,000	0	

### (3) 収支

(単位:円)

収入合計	15,753,000
支出合計	15,753,000
差引	0

令和2年度神戸市農業活性化協議会

正味財産増減計算書（令和2年4月1日～令和3年3月31日）

（単位：円）

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異
<b>1. 増加の部</b>			
(1) 資産増加額			
当期増加額			
当期収支差額			
貯蔵品(切手)	0	231,305	231,305
(2) 負債減少額			
(該当科目無し)	0	0	0
<b>増加額合計(Ⅰ)</b>	0	231,305	231,305
<b>2. 減少の部</b>			
(1) 資産減少額			
当期収支差額			
貯蔵品(切手)	0	222,299	222,299
(2) 負債増加額			
(該当科目無し)	0	0	0
<b>減少額合計(Ⅱ)</b>	0	222,299	222,299
<b>正味財産増加額(減少額)(Ⅲ)=(Ⅰ)-(Ⅱ)</b>	0	9,006	9,006
<b>前期繰越正味財産(Ⅳ)</b>	0	72,482	72,482
<b>期末正味財産合計額(Ⅴ)=(Ⅲ)+(Ⅳ)</b>	0	81,488	81,488

令和2年度神戸市農業活性化協議会  
貸借対照表（令和3年3月31日現在）

（単位：円）

1. 資産の部	金額	2. 負債の部	金額
①流動資産		①流動負債	
現金	0	借入金	0
預金	0	仮受金	0
貯蔵品(切手)	81,488	<b>流動負債合計(D)</b>	<b>0</b>
		②固定負債	0
		(該当科目無し)	
		<b>固定負債合計(E)</b>	<b>0</b>
仮払金	0	<b>負債合計(F) = (D) + (E)</b>	<b>0</b>
<b>流動資産合計(A)</b>	<b>81,488</b>	<b>3. 正味財産(資本)の部</b>	<b>金額</b>
②固定資産	0	①正味財産	81,488
(該当科目無し)			
<b>固定資産合計(B)</b>	<b>0</b>	<b>正味財産合計(G)</b>	<b>81,488</b>
<b>資産合計(C) = (A) + (B)</b>	<b>81,488</b>	<b>負債及び正味財産合計(H) = (F) + (G)</b>	<b>81,488</b>



令和2年度神戸市農業活性化協議会  
財産目録（令和3年3月31日現在）

（単位：円）

科 目	金	額
<b>1. 資産の部</b>		
①流動資産		
現金	0	
預金	0	
貯蔵品(切手)	81,488	
流動資産合計		81,488
②固定資産	0	
(該当科目無し)		
固定資産合計		0
<b>資産合計</b>		<b>81,488</b>
<b>2. 負債の部</b>		
①流動負債		
借入金	0	
仮受金	0	
流動負債合計		0
②固定負債	0	
(該当科目無し)		
固定負債合計		0
<b>負債合計</b>		<b>0</b>
<b>3. 正味財産の部</b>		
正味財産		81,488
<b>負債及び正味財産合計</b>		<b>81,488</b>

# 監査報告書

神戸市農業活性化協議会  
会長 安岡 正雄 様

令和3年4月8日

監事（氏名） 大西 克昌 ⑩

監事（氏名） 花房 一馬 ⑩

\*印影は、個人情報保護のため省略します。

令和2年度神戸市農業活性化協議会の会計に関し、下記の書類と一切の伝票を確認の上、適正かつ正しく処理されていたことを認めます。

## 記

### 1. 確認書類名

- (1) 事業報告書
- (2) 収支計算書
- (3) 正味財産増減計算書
- (4) 貸借対照表
- (5) 財産目録

### 第3号議案 令和3年度事業計画案及び収支予算案について

#### 1 活動方針

経営所得安定対策や各種事業を活用し、農業の活性化を進める。

また、後継者・新規就農者の育成、集落営農組織の育成・活動内容のレベルアップ、農作業受委託の促進、耕作放棄地の解消や不作付地の有効活用等の取組みを行う。

#### 2 活動計画

##### (1) 総会等の開催計画

###### ア 通常総会（年1回）

日 程	主な協議事項等
4月12日(月) ※書面決議	1 令和2年度決算報告 2 令和3年度事業計画、予算配分

###### イ 臨時総会

必要に応じて開催する。

##### (2) 構成団体の活動計画

###### ア 神戸北地域水田農業推進協議会

北区における経営所得安定対策と需要に応じた米の生産・販売等を推進する。

###### 総会の開催計画

日 程	主な協議事項等
4月15日(木)	1 令和2年度決算報告 2 令和3年度事業計画

###### イ 神戸市西水田農業推進協議会

北区以外の経営所得安定対策と需要に応じた米の生産・販売等を推進する。

###### 総会の開催計画

日 程	主な協議事項等
4月21日(水)	1 令和2年度決算報告 2 令和3年度事業計画

### 3 収支予算案

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

#### 収入の部

(単位:円)

区分	令和3年度 予算	令和2年度 実績	令和2年度 予算の備考
経営所得安定対策等推進事業会計	14,789,000	14,753,000	
その他会計	所要額	1,000,000	

#### 支出の部

(単位:円)

区分	令和3年度 予算	令和2年度 実績	令和3年度 予算の備考
経営所得安定対策等推進事業会計	14,789,000	14,753,000	
謝金	9,032,000	9,011,300	
旅費	100,000	0	
賃金及び共済費	3,900,000	3,605,653	
事務等経費	1,757,000	2,136,047	印刷製本費、通信運搬費、雑役務費、消耗品費、借料・損料等
委託費	0	0	
助成費	0	0	
その他会計	所要額	1,000,000	

(収支予算案 関係資料)

① 経営所得安定対策等推進事業について

1 経営所得安定対策等推進事業の対象活動（助成対象の取組み）

経営所得安定対策を推進するための事務に要する経費について、県を通じて国から補助金が交付される。

区 分	主な取組み内容	実施時期
経営所得安定対策等の普及推進活動（説明会の開催、普及広報資料の配付等）	・ 農業者等への説明会の開催 ・ 普及広報資料の配布	4月～3月
需要に応じた作物の生産方針等の策定	・ 県協議会との打ち合わせ、協議等 ・ 農業者等への説明等	7月～2月
申請書類等の配布、回収、整理取りまとめ、受付	・ 営農計画書印刷 ・ 申請書の受付・取りまとめ、兵庫支局への送付等	4月～6月
対象作物の作付面積・生産数量等の確認事務	・ 水稲共済データとの突合 ・ 現地確認	5、6月
農業者情報システム入力・集計事務	・ 水田情報管理システムの整備、データ入力、点検	5月～12月
産地交付金の要件設定・確認事務	・ 関係機関との打ち合わせ等 ・ 農業者への周知、指導等 ・ 要件確認	随時 随時 5月～3月
荒廃農地又は遊休農地の再生利用に必要な活動	・ 耕作放棄地関連事業の普及啓発活動等 ・ 推進活動	随時
農業者の水田情報等の収集、整理事務	・ 水田台帳等の整理等 ・ 交付対象水田の整理等	随時 9～12月
その他経営所得安定対策等の円滑な実施に必要な活動	・ 関係機関との打ち合わせ ・ 活性化協議会の各構成団体との協議等	随時 年2回

2 事業に要する経費

経営所得安定対策等の推進にかかる謝礼（推進謝金） 9,032千円  
事務用品購入、アルバイト賃金、通信費等 5,757千円

合 計 14,789千円

3 補助金の流れ



## 第4号議案 令和3年度経営所得安定対策等推進事業の予算配分について

1 予算額 14,789,000 円

2 配分（案） (単位:円)

	令和2年度			令和3年度	令和3年度	増減
	当初配分額	当初配分比率	実績額	要望額	配分額	(要望額-配分額)
神戸市農業活性化協議会	150,000	—	150,000	150,000	150,000	0
神戸北地域水田農業推進協議会	6,514,000	0.43131	6,514,000	7,007,000	6,417,000	-590,000
神戸市西水田農業推進協議会	8,589,000	0.56869	※8,089,000	8,979,000	8,222,000	-757,000
合計	15,253,000	1.00000	6,664,000	16,136,000	14,789,000	-1,347,000

※神戸市西水田農業推進協議会の実績額については、年度途中で任用していた職員の賃金が減少したため、500,000円の減額を要望し、当初配分額から500,000円の減額となっている。

### 【配分の考え方】

(1) 神戸市農業活性化協議会本体の活動経費として、年間 150,000円を計上する。

事務用品等	150,000 円
合計	150,000 円

(2) (1)の残額を北・西協議会へ要望額より同額減少させて配分する。

$$14,789,000 - 150,000 = 14,639,000$$

(3) 上記予算が大幅に不足する場合は、不足額を県へ追加要望する。

要望により追加配分があった場合は、要望額に応じて各団体に配分する。

(4) 活性化協議会本体の予算が不足し、北・西協議会で補える場合は、北・西協議会が協議の上、負担する。

## 第5号議案 令和3年度産地交付金に係る協議会別配分について

1 神戸市農業活性化協議会への配分額

60,912,000 円

2 地域協議会の配分額(案)

(円)

	令和2年度 当初配分額			令和3年度 当初配分額			備考
	総額(加算込)	加算を除く配分額	比率	総額(加算込)	加算を除く配分額	比率	
神戸北地域水田農業推進協議会	12,275,000	10,753,000	0.2014	12,268,000	10,865,384	0.2014	
神戸市西水田農業推進協議会	48,669,000	42,637,000	0.7986	48,644,000	43,082,616	0.7986	
合計	60,944,000	53,390,000	1.0000	60,912,000	53,948,000	1.0000	

### 【配分の考え方】

転換作物拡大加算と高収益作物等拡大加算を含めた総額を各協議会の令和2年度当初の配分比率に従い配分する。

3 追加配分があった場合

転換作物拡大加算と高収益作物等拡大加算については、各協議会の実績に応じて令和3年度当初の配分額を変更し、配分する。上記の加算を除く配分額は令和3年度当初と同じ割合で配分する。

4 各協議会間の調整

各協議会が定める産地交付金の計画単価に基づく所要額が、各協議会の配分額を超える場合は、協議会間の調整は実施しない。(それぞれの水田農業推進協議会内で単価調整を行うものとする。)

## 産地交付金について

### 1 産地交付金とは

水田活用の直接支払交付金のうち、国が定める「戦略作物助成」(麦、大豆、飼料作物、米粉用米、飼料用米、WCS 用稲、加工用米の基本助成) 以外に、地域ごとに配分額の中で活用方法(単価、要件等)を定めて交付できる。

交付段階で、計画単価による所要額が、配分枠を超える場合は、配分の枠内に収まるよう単価調整が実施される。

交付金は、いずれも国から直接交付される。

#### <30年度以降の活用方法>

- ・水田農業の「課題解決」や「収益力向上」のための取組みに活用することとされた。
- ・課題と目標を明確に整理し、取組結果の検証を行う。
- ・高収益作物(野菜・花卉等)以外は、収益を向上させるための要件が必要。
- ・原則、所得増加に直接寄与しない作物(景観形成作物等)に対する助成は不可(国と協議をする)

#### <配分方法>

- ・2回に分けて配分される。(4月、10月以降)
- ・1回目は、前年度の9割相当
- ・2回目は、新規需要米等の作付状況を見ながら追加配分
- ・2回目の配分があった場合の活用方法についても、当初に計画する。



## 2 令和2年度産地交付金交付実績（地域協議会設定分）

協議会	対象品目等	交付単価(/10a)	交付額(円)
神戸北地域水田農業推進協議会	北神ねぎの取組助成	40,000円	556,000
	北神ねぎの規模加算	9,000円	80,100
	白大豆（北神みそ）の取組助成	14,000円/30kg	980,000
	新鉄砲ゆりの取組助成	24,000円	1,401,600
	スイートコーンの取組助成	24,000円	508,800
	いちごの取組助成	24,000円	1,363,200
	いちごの施設栽培加算	7,000円	386,400
	ブロッコリーの取組助成	24,000円	307,200
	そばの取組助成（排水対策）	20,000円	188,000
	北神くり南瓜の取組助成	24,000円	199,200
	地域振興作物助成	16,000円	1,532,800
	給食用野菜数量助成	130円/ケース	231,140
	担い手の作付助成（露地）	10,000円	1,309,000
	担い手の作付助成（施設）	16,000円	849,600
	担い手規模加算	13,000円	2,416,700
	集落営農組織への集積加算	15,000円	385,500
	そばの取組助成（排水対策）（集落営農組織）	43,000円	954,600
	集落営農集積助成（麦）	7,000円	177,800
	耕畜連携助成	10,000円	234,000
		小 計	
神戸市西水田農業推進協議会	担い手集積助成（加工用米）	15,000円	1,030,500
	担い手集積助成（WCS用稲、米粉用米）	15,000円	5,932,500
	担い手集積助成（飼料用米）	16,000円	10,697,600
	給食用野菜（ニンジン、タマネギ、ジャガイモ）	250円/ケース	1,478,000
	集落営農所得向上取組加算	5円/kg	393,055
	集積助成（施設一般作物）*	20,000円	12,594,000
	二毛作助成	12,000円	2,878,800
	耕畜連携助成	11,000円	4,050,200
	担い手集積助成（そば、なたね）	9,400円	736,960
	集積助成（露地一般作物）	9,400円	11,997,220
	二毛作助成（野菜）	9,400円	535,800
	経営安定促進助成（野菜・花き）	9,400円	1,857,440
		小 計	
	合 計		68,243,715